

人事委員会年報

平成23年度

鳥取県人事委員会

目 次

第1部 人事委員会の組織と運営

第1章 人事委員会

- 一 人事委員会の設置1
- 二 人事委員会の構成及び運営1
- 三 人事委員会の権限1
- 四 人事委員会の開催状況2
- 五 人事委員会規則の制定・改廃6
- 六 条例の制定・改廃に関する意見の申し出8

第2章 事務局

- 一 組織9
- 二 事務分掌9

第2部 人事委員会の業務

第1章 職員の任用

- 一 任用制度の概説10
 - 1 任用の意義、種類10
 - 2 任用の根本基準10
 - 3 任用の方法10
- 二 採用試験等の状況10
 - 1 採用試験10
 - 2 昇任試験18
 - 3 選考による任用18
- 三 育休任期付職員制度19
- 四 任期付職員制度20
- 五 任期付研究員制度20
- 六 外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）21
- 七 公益法人等への職員派遣制度21
- 八 臨時的任用22

第2章 職員の給与

- 一 職員給与の実態23
- 二 民間給与の実態24
- 三 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告27
- 四 平成23年度支払管理の実施状況33

第3章 職員の勤務時間、休日及び休暇並びに服務

- 一 概説34
- 二 勤務時間、休日及び休暇34
- 三 職務に専念する義務の特例35
- 四 県費負担教職員の特別休暇の特例36

第4章 職員の福祉及び利益の保護

一 概説	37
二 厚生福利及び公務災害補償制度	37
三 勤務条件に関する措置要求	37
1 措置要求の意義	37
2 措置要求事案の取扱状況	37
四 不利益処分に関する不服申立て	37
1 不服申立ての意義	37
2 不服申立事案の取扱状況	38
五 職員からの苦情処理	38
1 苦情処理の意義	38
2 苦情申出事案の取扱状況	38
3 平成23年度中処理事案	38

第5章 職員団体

一 概説	40
二 職員団体の登録	40
1 登録の意義及び効果	40
2 登録職員団体	40
3 平成23年度の職員団体登録申請取扱件数	41
三 管理職員等の範囲の指定	41

第6章 労働基準監督

一 概説	42
二 労働基準監督の職権行使の区分	42
1 人事委員会が職権を行使する機関	42
2 労働基準監督署長が職権を行使する機関	43
三 労働基準監督の職権の内容	43
1 労働基準法に基づく職権	43
2 労働安全衛生法に基づく職権	43
四 平成23年度の労働基準監督事項取扱状況	44
五 平成23年度のボイラー及び第一種圧力容器設置状況	46

第7章 公平委員会の事務の受託

一 概説	47
二 受託団体	47
1 町村	47
2 一部事務組合	48
3 広域連合	48
三 受託事務の内容	48
四 受託事務の取扱状況	49
1 措置要求事案の取扱状況	49
2 不服申立事案の取扱状況	49
3 苦情申出事案の取扱状況	49
4 職員団体の登録状況	50
5 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について	51
6 管理職員等の範囲の指定の状況	51

人事委員会委員・事務局職員名簿	52
-----------------	----

第1部 人事委員会の組織と運営

第1章 人事委員会

一 人事委員会の設置

昭和26年6月12日（地方公務員法第7条第1項、鳥取県人事委員会設置条例）

二 人事委員会の構成及び運営

（1）構成

3人の委員で組織する合議制の行政委員会である。（地方公務員法第9条の2第1項）

（2）委員の選任

議会の同意を得て、知事が選任する。（地方公務員法第9条の2第2項）

（3）委員の任期

4年（地方公務員法第9条の2第10項）

（4）委員長

委員のうちから選挙され、委員会を代表する。（地方公務員法第10条）

（5）議事

委員会は委員全員の出席によって開催し、議事は出席委員の過半数で決する。（地方公務員法第11条）

三 人事委員会の権限

地方公務員法の規定に基づき、次の事務を処理する。

- ・給与、勤務時間、厚生福利制度等に関する研究及びその成果の議会、長、任命権者への提出
- ・職員に関する条例の設定・改廃についての議会への意見の申し出
- ・人事行政の運営に関する任命権者への勧告
- ・勤務成績の評定、研修計画の立案等に関する任命権者への勧告
- ・給料表に関する議会及び長に対する報告及び勧告
- ・給与の支払いの監理
- ・競争試験又は選考の実施
- ・臨時的任用の承認
- ・職員団体の登録、登録の効力の停止及び取消し、解散の届出の受理
- ・登録職員団体の法人となる旨の届出の受理
- ・労働基準監督機関としての職権の行使
- ・勤務条件に関する措置の要求の審査
- ・不利益処分に関する不服申立ての審査
- ・職員団体の登録の取消しに関する口頭審査
- ・法律又は条例に基づく事項に関する人事委員会規則の制定
- ・職員の苦情処理

四 人事委員会の開催状況

回	年 月 日	議 事
1	平成23. 4. 18	<p>議案第1号 平成23年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について</p> <p>議案第2号 平成23年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の実施について</p> <p>議案第3号 職員の昇任選考について</p> <p>議案第4号 不服申立ての受理及び審査員の指名について</p> <p>議案第5号 人事委員会規則及び通知の制定並びに通知の一部改正について</p> <p>議案第6号 人事委員会規則の一部改正について</p> <p>議案第7号 人事委員会告示の一部改正について</p> <p>議案第8号 人事委員会定めの制定に係る専決処分の承認について</p> <p>報告第1号 平成23年職種別民間給与実態調査の延期について</p>
2	平成23. 5. 18	<p>議案第1号 平成23年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>報告第1号 平成22年度労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）の結果について</p> <p>報告第2号 職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について</p>
3	平成23. 6. 6	<p>議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について</p> <p>議案第2号 平成23年職種別民間給与実態調査の実施に係る専決処分の承認について</p> <p>議案第3号 職員の昇任選考に係る専決処分の承認について</p> <p>協議等事項</p> <p>1) 全人連公平審査事務研修会の研究テーマの回答について</p>
4	平成23. 6. 20	<p>議案第1号 平成23年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度、大学卒業程度【管理栄養士】）の実施について</p> <p>議案第2号 平成23年度鳥取県職員採用試験（警察官B）の実施について</p> <p>議案第3号 平成23年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の実施について</p> <p>議案第4号 選考により採用することができる職に係る承認について</p> <p>議案第5号 職員の昇任選考について</p> <p>議案第6号 人事委員会規則及び人事委員会通知の一部改正について</p> <p>議案第7号 職務に専念する義務の免除について</p>

回	年 月 日	議 事
5	平成23. 7. 11	<p>議案第1号 平成23年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第2号 平成23年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第3号 職員の採用選考について</p> <p>報告第1号 平成23年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の採用候補者について</p> <p>報告第2号 職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について</p>
6	平成23. 7. 22	<p>議案第1号 選考により採用することができる職に係る承認について</p> <p>議案第2号 職員の昇任選考について</p>
7	平成23. 8. 26	<p>委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について</p> <p>会議出席者及び議事録作成者の指定について</p> <p>議案第1号 平成23年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>議案第2号 平成23年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の採用候補者の決定について</p> <p>議案第3号 解雇予告の除外認定について</p> <p>議案第4号 職務に専念する義務の免除について</p>
8	平成23. 9. 1	<p>議案第1号 職員の昇任選考について</p> <p>議案第2号 解雇予告の除外認定について</p>
9	平成23. 10. 4	<p>議案第1号 平成23年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度、大学卒業程度【管理栄養士】）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第2号 平成23年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第3号 平成23年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第4号 選考により採用することができる職に係る承認について</p> <p>議案第5号 鳥取県立米子高等技術専門学校における有機溶剤業務に係る有機溶剤中毒予防規則の一部適用除外認定について</p> <p>報告第1号 2011年度 賃金、労働条件改善に関する要求書について</p> <p>報告第2号 国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について</p>

回	年 月 日	議 事
10	平成23. 10. 13	議案第1号 人事委員会通知の一部改正について 議案第2号 「2011年度 賃金・労働条件改善に関する要求書」に対する回答について
11	平成23. 10. 19	議案第1号 解雇予告の除外認定について
12	平成23. 10. 27	議案第1号 平成22年(不)第1号事案から同第5号事案までに係る判定について 議案第2号 人事委員会規則の一部改正について
13	平成23. 11. 1	議案第1号 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について
14	平成23. 11. 14	議案第1号 平成23年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度、短大卒業程度、大学卒業程度【管理栄養士】)の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第2号 平成23年度鳥取県職員採用試験(身体障がい者対象・高校卒業程度)の採用候補者の決定について 議案第3号 選考により採用することができる職に係る承認について 議案第4号 人事委員会規則の一部改正について
15	平成23. 11. 30	議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について 議案第2号 職員の採用選考について 議案第3号 人事委員会規則の新設並びに人事委員会告示及び人事委員会委員長通知等の一部改正について 報告第1号 平成23年度鳥取県警察官採用試験(警察官B)の採用候補者について 報告第2号 平成23年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度(警察事務))の採用候補者について
16	平成23. 12. 16	議案第1号 人事委員会規則及び通知の改正等について
17	平成24. 1. 11	議案第1号 選考により採用することができる職に係る承認について
18	平成24. 1. 19	議案第1号 平成24年度鳥取県職員及び警察官採用試験の実施計画について

回	年 月 日	議 事
19	平成24. 2. 9	議案第1号 平成24年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の実施について 議案第2号 人事委員会規則及び同通知の一部改正について 報告第1号 公平委員会事務受託団体職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について
20	平成24. 2. 24	議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について 議案第2号 職員の昇任選考について 議案第3号 平成23年（不）第4号事案に係る判定について 議案第4号 人事委員会規則の一部改正について
21	平成24. 3. 8	議案第1号 職員の採用選考について 議案第2号 職員の昇任選考について 議案第3号 一般任期付職員に係る任期の更新の承認について 議案第4号 人事委員会通知の一部改正について 報告第1号 職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について 報告第2号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の公布について（平成24年2月29日付総務副大臣通知）
22	平成24. 3. 16	議案第1号 職員の採用選考について 議案第2号 職員の昇任選考について 議案第3号 一般任期付職員の採用の承認について 議案第4号 警察航空隊における有機溶剤業務に係る有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定について
23	平成24. 3. 29	議案第1号 職員の昇任選考について 議案第2号 平成22年（不）第6号事案に係る判定について 議案第3号 人事委員会規則等の制定、改廃等について

五 人事委員会規則の制定・改廃

公布年月日	規則番号	規 則 名	概 要
平成23. 4. 22	16	東日本大震災に対応するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則	職員が被災地において避難施設等に無料で宿泊した場合に必要としなかった宿泊料を減額できることとする改正
平成23. 4. 22	17	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	南部町の行政組織の改正に伴う改正
平成23. 6. 24	18	職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う所要の改正
平成23. 7. 1	19	給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成23. 7. 1	20	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成23. 7. 1	21	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	新たな職の設置に伴う改正
平成23. 7. 1	22	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	外国派遣職員処遇条例の一部が改正され、外国派遣職員に支給される給与の支給割合が100分の70未満にも設定できることとされたことに伴い、支給割合及び算定方法を規定する等の改正
平成23. 7. 1	23	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成23. 11. 1	24	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	「休日」に係る定義規定（休日法による休日又は年末年始の休日）を加える改正
平成23. 11. 18	25	人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則	人事委員会の定めにおいて、法令の改正又は廃止に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する部分を整理するために行う改正を事務局長専決とする改正
平成23. 12. 6	26	鳥取県人事委員会に提出する書類の押印見直しに伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則	人事委員会や任命権者等に提出する一部書類について、提出者がその氏名を自署した場合は押印を省略することができることとする等所要の改正
平成23. 12. 20	27	警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う所要の改正

公布年月日	規則番号	規則名	概要
平成23. 12. 20	28	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の一部が改正され、給料月額等が引き下げられたことに伴い、管理職手当を同様に引き下げるについて規定
平成23. 12. 20	29	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	育児休業の承認に係る期間が1か月以下の職員については、期末手当に係る在職期間から当該育児休業期間を除算しないこととする改正
平成23. 12. 20	30	平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う所要の改正
平成23. 12. 20	31	職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額の調整に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う給料月額の調整に関し必要な事項を規定
平成23. 12. 20	32	移行開始日の前日における職務に相当する職務を定める規則等を廃止する規則	「わたり」廃止による経過措置の終了に伴う改正
平成23. 12. 27	33	東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	東日本大震災の被災者支援活動を行う場合における特別休暇に係る特例の期限を延長する改正
平成24. 2. 17	1	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	岩美南小学校鳥越季節間分校、若桜小学校吉川分校、高城小学校河来見分校及び高城小学校河来見二子季節間分校の廃止に伴う所要の改正
平成24. 2. 17	2	職員の修学部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則	修学部分休業を取得した場合の端数処理の規定を設ける改正
平成24. 2. 28	3	職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	外国旅行に係る宿泊料を減額調整・増額調整の対象とする改正
平成24. 3. 30	4	平成24年改正条例附則第2項等の規定による給料に関する規則	平成24年改正条例附則の規定により人事委員会規則で定めることとされた事項について規定する改正
平成24. 3. 30	5	人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則	「副主幹」の職を「係長」の職に改める改正
平成24. 3. 30	6	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正

公布年月日	規則番号	規 則 名	概 要
平成24. 3. 30	7	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	学歴免許等資格区分表及び初任給基準表に大学6卒薬剤師の区分を設定する等の改正及び、医療職（免許必要職）の前歴換算の対象となる経歴に免許取得後における免許必要職の経歴以外の経歴を加える改正
平成24. 3. 30	8	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成24. 3. 30	9	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成24. 3. 30	10	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	委託団体の行政組織の改正に伴う改正
平成24. 3. 30	11	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成24. 3. 30	12	職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部を改正する規則	給与条例の一部改正に伴う給料月額調整に関し必要な事項を規定
平成24. 3. 30	13	平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則を廃止する規則	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の改正に伴う改正

六 条例の制定・改廃に関する意見の申し出

地方公務員法第5条第2項の規定により、平成23年度に議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

照 会 年 月 日	条 例 案 名	意見の申し出の概要
回 答 年 月 日		
平成23年 6月 1日	・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について	異議なし
平成23年 6月 6日		
平成23年11月28日	・警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について ・職員の給与に関する条例等の一部改正について	異議なし
平成23年11月30日		
平成24年 2月20日	・鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について ・職員の給与に関する条例等の一部改正について	異議なし
平成24年 2月24日		

第2章 事務局

一 組織

職員定数 12人 現員 12人



二 事務分掌

課 名	事 務 分 掌
任 用 課	1 任用及び服務制度に関する事。 2 職階制に関する事。 3 職員の研修及び勤務評定制度に関する事。 4 人事記録に関する事。 5 職員の分限及び懲戒に関する事。 6 勤務条件に関する措置の要求に関する事。 7 不利益処分に関する不服申立てに関する事。 8 職員からの苦情処理に関する事。 9 職員の厚生福利制度に関する事。 10 公平委員会の受託事務に関する事。 11 人事委員会の会議に関する事。 12 事務局の人事、予算、決算、経理に関する事。 13 事務局の庶務に関する事。
給 与 課	1 給与制度に関する事。 2 給与の支払監理に関する事。 3 給与に関する報告並びに勧告及び意見に関する事。 4 職員給与及び民間給与の実態調査に関する事。 5 旅費に関する事。 6 職員の勤務時間及び休暇に関する事。 7 職員団体に関する事。 8 労働基準監督機関の職権の行使に関する事

第2部 人事委員会の業務

第1章 職員の任用

一 任用制度の概説

1 任用の意義、種類

任用とは、特定の者を特定の職につけることで、採用、昇任、降任、転任の4種類がある。(地方公務員法第17条第1項)

2 任用の根本基準

- ① 全ての国民は、任用に際して、人種、信条、性別、社会的身分、門地、政治的意見等によって差別されてはならない。(地方公務員法第13条)
- ② 任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行われなければならない。(地方公務員法第15条)

3 任用の方法

競争試験及び選考の2種類がある。(地方公務員法第17条第3項)

二 採用試験等の状況

1 採用試験

(1) 平成23年度の特徴

個別面接に関し、コンピテンシー型評価、若手面接員制度を廃止(※)するとともに、評価項目を整理・統合した。

民間企業等経験者対象試験(職種:事務)の受験資格として必要な職務経験は、事務系のものに限らないこととし、一方で、職務経験は直近10年以内のものに限定することとするなど受験資格を見直した。

(2) 平成23年度の採用試験実施状況

① 実施概要

試験の種類	職種	受験資格 (年齢要件)	試験科目	
			第1次試験	第2次試験
県職員 (大卒程度)	事務 (一般コース) (環境コース) 社会福祉 (福祉コース) 総合化学 (一般コース) (食品化学コース) 薬剤師 (公衆衛生コース) (調剤コース) 保健師	22歳以上35歳以下 (飛)	教養試験(択一式) 専門試験 (択一式又は択一式 及び記述式) 論文試験 適性検査	人物試験

農業 林業 土木 建築 機械 獣医師			
民間企業等経験者対象 事務 土木	59歳以下	事務 教養試験(択一式) 論文試験 適性検査 土木 教養試験(択一式) 専門試験(択一式) 論文試験 適性検査	人物試験 専門試験(口述式)
管理栄養士	35歳以下	教養試験(択一式) 専門試験(択一式) 論文試験 適性検査	人物試験

試験の種類	職 種	受験資格 (年齢要件)	試 験 科 目	
			第1次試験	第2次試験
県職員 (短卒程度)	保育士 司書	35歳以下	教養試験(択一式) 専門試験(択一式) 作文試験 適性検査	人物試験
県職員 (高卒程度)	一般事務 警察事務	一般事務 18歳以上21歳以下	一般事務 教養試験(択一式) 作文試験 適性検査	一般事務 人物試験
		警察事務 18歳以上23歳以下	警察事務 教養試験(択一式) 作文試験	警察事務 人物試験 適性検査 身体検査
	身体障がい者対象 事務	18歳以上35歳以下	教養試験(択一式) 適性検査	作文試験 人物試験

警察官 (警察官A)	男性 女性 男性：武道／柔道 男性：武道／剣道	33歳以下	教養試験（択一式） 論文試験	人物試験 適性検査 身体検査 体力検査 実 技 ※実技は武道 のみ
警察官 (警察官B)	男性 女性	18歳以上33歳以下	教養試験（択一式） 作文試験	人物試験 適性検査 身体検査 体力検査

- ※受験資格について、職種により年齢要件以外に特定の資格や免許等の必要なものがある。
 ※（飛）は、飛び級・飛び入学による卒業見込者も受験可能なものについて記載している。
 ※第1次試験で実施した論(作)文試験及び適性検査は、第2次試験で評価・判定を行った。

② 実施日程

試験の種類	職種	受付期間	第1次試験	第1次合格発表	第2次試験	採用候補者発表
県職員 (大卒程度)	事務 (一般コース) (環境コース) 社会福祉 (福祉コース) 総合化学 (一般コース) (食品化学コース) 薬剤師 (公衆衛生コース) (調剤コース) 保健師 農業 林業 土木 建築 機械 獣医師	5月13日 ～30日	6月26日	7月11日	8月1日 ～12日	8月26日
	民間企業等 試験者対象 事務 土木	5月13日 ～30日	6月26日	7月11日	7月30日 ～31日	8月26日
	管理栄養士	8月5日 ～22日	9月25日	10月5日	10月27日	11月14日
県職員 (短卒程度)	保育士 司書	8月5日 ～22日	9月25日	10月5日	10月26日 ～28日	11月14日
県職員 (高卒程度)	一般事務 警察事務	8月5日 ～22日	9月25日	10月5日	一般事務 10月26日 ～28日 警察事務 11月4日	一般事務 11月14日 警察事務 11月29日
	身体障が い者対象 一般事務	8月5日 ～22日	9月18日	10月5日	10月25日	11月14日

試験の種類	職種	受付期間	第1次試験	第1次合格発表	第2次試験	採用候補者発表
警察官 (警察官A)	男性 女性 男性: 武道/柔道 男性: 武道/剣道	4月1日 ～19日	5月8日	5月18日	6月13日 ～15日	7月8日
警察官 (警察官B)	男性 女性	8月5日 ～22日	9月18日	10月5日	11月7日 ～8日	11月29日

③実施結果

(ア)県職員採用試験(大学卒業程度)

職 種	採 用 予定者数	申込者数 (人)			受験者数 (人)			採用候補者数 (人)			競争率 (倍)	採用者数 (人)
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
事務 (一般コース)	19名程度	336	193	529	229	119	348	15	5	20	17.4	20
事務 (環境コース)	1名程度	9	1	10	9	1	10	1	0	1	10.0	1
社会福祉 (福祉コース)	1名程度	10	21	31	8	14	22	1	0	1	22.0	1
総合化学 (一般コース)	1名程度	20	6	26	12	3	15	2	0	2	7.5	2
総合化学 (食品化学コース)	1名程度	7	9	16	5	8	13	0	1	1	13.0	1
薬剤師 (公衆衛生コース)	2名程度	3	0	3	3	0	3	1	0	1	3.0	1
薬剤師 (調剤コース)	1名程度	1	4	5	1	4	5	0	2	2	2.5	2
保健師	1名程度	1	8	9	1	7	8	0	1	1	8.0	1
農業	6名程度	35	26	61	24	18	42	5	2	7	6.0	6
林業	5名程度	13	7	20	11	4	15	3	2	5	3.0	5
土木	15名程度	38	4	42	29	4	33	10	2	12	2.8	10
建築	1名程度	7	3	10	5	1	6	1	0	1	6.0	1
機械	1名程度	10	0	10	7	0	7	1	0	1	7.0	1
獣医師	4名程度	2	2	4	2	2	4	2	1	3	1.3	1
計	59名程度	492	284	776	346	185	531	42	16	58	9.2	53
民間企業等 経験者対象												
事務	5名程度	290	63	353	186	45	231	4	1	5	46.2	5
土木	3名程度	40	0	40	24	0	24	7	0	7	3.4	7
計	8名程度	330	63	393	210	45	255	11	1	12	21.3	12
管理栄養士	1名程度	2	47	49	1	35	36	0	2	2	18.0	2
合計	68名程度	824	394	1218	557	265	822	53	19	72		67

(イ) 県職員採用試験(短大卒業程度)

職 種	採 用 予定者数	申 込 者 数 (人)			受 験 者 数 (人)			採 用 候 補 者 数 (人)			競争率 (倍)	採用者数 (人)
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
保育士	3名程度	11	48	59	8	37	45	0	4	4	11.3	3
司書	3名程度	15	83	98	11	67	78	0	4	4	19.5	4
計	6名程度	26	131	157	19	104	123	0	8	8	15.4	7

(ウ) 県職員採用試験(高校卒業程度)

職 種	採 用 予定者数	申 込 者 数 (人)			受 験 者 数 (人)			採 用 候 補 者 数 (人)			競争率 (倍)	採用者数 (人)
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
一般事務	6名程度	34	35	69	30	31	61	2	5	7	8.7	6
警察事務	5名程度	77	72	149	56	60	116	0	5	5	23.2	3
計	11名程度	111	107	218	86	91	177	2	10	12	14.8	9
身体障がい者対象 一般事務	3名程度	2	1	3	1	1	2	0	1	1	2.0	1
合計	14名程度	113	108	221	87	92	179	2	11	13	/	10

(工)警察官採用試験(警察官A)

職 種	採 用 予定者数	申込者数 (人)	受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	競争率 (倍)	採用者数 (人)
男性	28名程度	260	224	37	6.1	27
女性	3名程度	52	40	6	6.7	2
男性 (武道/柔道)	2名程度	3	3	2	1.5	1
男性 (武道/剣道)	2名程度	8	8	2	4.0	1
計	35名程度	323	275	47	5.9	31

(才)警察官採用試験(警察官B)

職 種	採 用 予定者数	申込者数 (人)	受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	競争率 (倍)	採用者数 (人)
男性	20名程度	151	124	35	3.5	33
女性	3名程度	26	22	8	2.8	7
計	23名程度	177	146	43	3.4	40

2 昇任試験

(1) 昇任試験の実施状況

昇任試験は現在、警察官についてのみ実施しているが、昭和41年度までは吏員昇任試験についても実施していた。

なお、警察官の昇任試験は、人事委員会規則により、その権限を警察本部長に委任しているが、その実施計画は警察本部長から人事委員会に協議することとしている。

(2) 平成23年度の実施状況

(単位：人)

試験の区分	申込者数	受験者数	合格者数	競争率(倍)
課長補佐(警部)	113	111	26	4.3
係長(警部補)	92	92	35	2.6
主任(巡査部長)	130	130	50	2.6
計	335	333	111	

※報告根拠：「職員の任用に関する権限の委任に関する規則」第6条

3 選考による任用

(1) 選考により採用・昇任させる職

選考により採用・昇任させる職については、平成14年度の見直しにおいて、地方公務員法第17条第3項ただし書きによる承認をあらかじめ行った職と、任命権者からの申請により個別に承認する職に区分することとしたが、平成18年度にこれを見直し、任命権者からの申請により個別に承認する職を「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」と「競争試験により難しい場合に個別に人事委員会の承認を要する職」に細分することとした。これに伴い、競争試験を行っても応募者が少ない等の事情のある職種については、選考職種とし直すとともに、資格免許制度の変遷を反映させる等、任用の実際に合わせて整理を行った。

なお、「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」については、平成19年度に「臨床心理士」「視能訓練士」の職を、平成20年度に「診療情報管理士」の職を、平成22年度に「生態系環境技術」の職を、平成23年度に「原子力技術」の職を追加し、平成21年度には「文化財主事」の職を「競争によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの」から移管した。

① 人事委員会があらかじめ承認した職（採用、昇任共通）

係長相当職以上の職、医師の職、歯科医師の職、臨床工学技士の職、看護師の職、准看護師の職、武道指導員の職、犯罪鑑識技術の職、少年警察補導員の職、自動車運転免許試験員の職、航空整備士の職、航空機の操縦に従事する警察官の職、育休任期付職員（採用のみ）、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員（採用のみ）、一般職非常勤職員（採用のみ）

② 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ承認を要する職

(採用のみ)

心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラムの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職

③ 競争試験により難しい場合に、人事委員会が任命権者からの申請を審査し、個別に承認する職（採用のみ）

保育士の職、薬剤師の職、栄養士の職、保健師の職、司書の職、獣医師の職、国際事務の職

④ 単純な労務に従事する職員の職（採用、昇任共通）

⑤ 警察官昇任特別選考基準に適合する職員の職（昇任のみ）

(2) 選考による採用・昇任の状況（平成23年度中の選考の実施状況）

① 選考による採用

(単位：人)

任命権者	行政職職員		教育職 職員	公安職 職員	研究職 職員	医療職 職員	海事職 職員	計
	役付 職員	役付職員 以外の職						
知事	13	22	3	—	—	19	1	58
教育委員会	7	8	15	—	—	—	3	33
警察本部	2	2	—	13	—	—	—	17
企業局	—	—	—	—	—	—	—	—
病院局	—	1	—	—	—	120	—	121
県議会	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
計	22	33	18	13	—	139	4	229

② 選考による昇任

(単位：人)

任命権者	行政職 職員	教育職 職員	公安職 職員	研究職 職員	医療職 職員	海事職 職員	計
知事	192	—	—	3	7	—	202
教育委員会	41	—	—	3	—	2	46
警察本部	12	—	22	1	—	—	35
企業局	4	—	—	—	—	—	4
病院局	2	—	—	—	84	—	86
県議会	4	—	—	—	—	—	4
その他	4	—	—	—	—	—	4
計	259	—	22	7	91	2	381

三 育休任期付職員制度

「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、育児休業を取得しようとする職員の業務を配置換えその他の方法により部内で処理できない場合には、育児休業の期間を限度として任期を定めた採用を行うことができるものである。

平成19年度には法律の改正に伴い、新たに導入された育児短時間勤務を行おうとする職員の業務を処理するため、その期間を任期の限度として短時間勤務職員を任用することができることとなった。

(1) 育児休業任期付職員（任期：職員の育児休業の期間）

平成18年度に任用規則上制度化し、地公法第17条第3項ただし書の人事委員会の承認があったものとみなす選考職種の一つとした。技術系職種については登録試験により、また資格免許職については、資格等確認の上、合格者を「育休任期付職員登録簿」（3年間有効）に登録し、このうちから採用を行う。

(2) 育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員（任期：職員の育児短時間勤務の期間）

平成19年度の制度導入にあわせ、地公法第17条第3項ただし書の人事委員会の承認があったものとみなす選考職種の一つとした。

四 任期付職員制度

地方行政の高度化・専門化が進む中で、公務内部で得られにくい高度の専門性を備えた人材や、一時的に専門的な知識を有する職員を必要とする場合に、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図ること目的として、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行されたことに伴い、平成14年度に設けられたものである。

平成16年度には法律の改正に伴い、新たに専門的な知識経験等以外の要件によっても一般職の職員の任期を定めた採用を行うことができることとなった。

1 職種及び対象

(1) 特定任期付職員（任期：5年以内）

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合

(2) 一般任期付職員（任期：5年以内）

- ① 専門的な知識経験を有する職員の育成に相当な期間を要するため、一定期間部内での人材確保が困難な場合
- ② 専門的な知識経験の性質上、その専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合
- ③ 専門的な知識経験を有する職員を一定期間他の業務に従事させるため、一定期間部内での人材確保が困難な場合
- ④ 公務外の実務経験により得られる最新の専門的な知識経験を必要とする業務であるため、その最新の専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 上記以外の任期を定めた採用（任期：原則3年以内）

- ① 一定の期間内に限り終了することが見込まれる業務に従事させる場合
- ② 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させる場合

(4) 短時間勤務職員の任期を定めた採用（任期：原則3年以内）

短時間勤務職員を（3）の各業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合等

2 平成23年度採用に係る承認実績

区分	所属	職	任用予定期間	業務内容	承認年月日
一般任期付職員 (更新)	米子東高等学校	教育相談員	(H20.4.1～ H23.3.31) 期間更新 ～ H24.3.31	生徒へのカウンセリング、 教育相談に関する教員研修 の企画・実施、スクールカ ウンセラーに対する指導・ 助言、学校内の教育相談体 制づくりへの支援等	H23.2.10
一般任期付職員	むきぼんだ 史跡公園	文化財 主事	H23.4.1～ H24.3.31	埋蔵文化財の発掘調査業務 (遺物の内容確認調査、調 査成果報告書の作成)	H23.3.18

※承認根拠：「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第3項

五 任期付研究員制度

地方公共団体の試験研究機関において、専門知識を有する人材を受け入れ、研究活動の活性化を図ることを目的として「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」

が施行されたことに伴い、平成13年度に設けられたものである。

1 対 象

(1) 招へい型研究員（任期：原則5年以内）

研究業績等により特に優れた研究者として認められている者を高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

(2) 若手育成型研究員（任期：原則3年以内）

独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の醸成に資する研究業務に従事させる場合

2 平成23年度採用に係る承認実績

区 分	所 属	職	任用予定期間	研究業務内容	承認年月日
招へい型研究員	衛生環境研究所	主任研究員	H23. 4. 1～ H26. 3. 31	生物工学的手法を用いたホウ素排水の処理技術の開発	H23. 3. 28

※承認根拠：「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」第3条第2項

六 外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の身分取扱いの明確化等を図るため、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」の施行に伴い、昭和62年度に条例化された制度である。

平成23年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

（単位：人）

22年度末 派遣人数	23年度中実績		23年度末 派遣人数
	派 遣	復 帰	
1	0	0	1

※報告根拠：「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」第9条第2項

七 公益的法人等への職員派遣制度

職員派遣の適正化及び手続きの透明化、職員の身分取扱いの明確化等を図るため「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の施行に伴い、平成13年度に条例化された制度である。

平成21年度以降は、その業務が地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し施策推進を図るため人的援助が必要な公益的法人等への派遣（県職員の身分を有したまま派遣）のみとされた。

平成23年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

（単位：人）

22年度末 派遣人数	左のうち22年度 中派遣期間終了 人数	23年度中実績		23年度末 派遣人数
		派 遣	復帰等	
39	14	13	0	38

※報告根拠：「鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」第9条

八 臨時的任用

臨時的任用は、非常災害等の緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合に行うことができる。

平成23年度の任用実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

(単位：人)

任命権者	採用	期間更新	計
知事	160	26	186
教育委員会	554	482	1036
警察本部	7	1	8
計	721	509	1230

※報告根拠：「職員の任用に関する権限の委任に関する規則」第6条

第2章 職員の給与

一 職員給与の実態

給与制度検討の基礎資料を得るため、平成23年4月1日現在の職員の給与等の実態を調査した。

この調査の結果の概要は、次のとおりである。

(1) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

(平成23年4月1日現在)

区分 給料表	適用 人員	平均 年齢	平均経 験年数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	3,248	42.2	20.4	69.6	6.9	23.4	—	67.7	32.3
公安職給料表	1,215	39.1	18.2	55.0	2.1	42.6	0.3	94.7	5.3
教育職給料表(1)	1,748	43.4	20.8	94.8	2.2	3.0	—	60.1	39.9
教育職給料表(2)	3,670	45.5	22.9	99.2	0.8	—	—	48.7	51.3
研究職給料表	159	40.4	17.2	99.4	—	0.6	—	85.5	14.5
医療職給料表(1)	18	43.8	19.9	100.0	—	—	—	61.1	38.9
医療職給料表(2)	113	39.7	16.7	77.9	22.1	—	—	46.9	53.1
医療職給料表(3)	48	37.4	13.7	6.3	93.8	—	—	4.2	95.8
海事職給料表	37	42.4	21.8	21.6	35.1	43.2	—	100.0	—
全給料表	10,256	43.2	21.0	82.9	3.9	13.2	0.0	62.7	37.3

(2) 平均給与月額

(平成23年4月分)

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	全職員
給料	313,662 円	347,347 円
扶養手当	10,126	9,691
住居手当	5,264	4,358
地域手当	613	347
その他の手当	8,890	9,953
合計	338,555	371,696

(注) 給料には、切替に伴う差額及び教職調整額を含む。

二 民間給与の実態

職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、平成23年4月現在における民間給与の実態を調査した。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所203事業所のうち、無作為に抽出した140事業所（うち7事業所は調査不能等により集計対象外）である。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 産業別、事業所規模別調査事業所数

産業	規模	規模計	3,000人	1,000人	500人	100人	50人
			以上	～ 2,999人	～ 999人	～ 499人	～ 99人
漁業		事業所 1	事業所 —	事業所 —	事業所 —	事業所 1	事業所 —
鉱業、建設業		13	3	—	—	2	8
製造業		60	3	1	3	37	16
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業		31	8	5	5	10	3
卸売・小売業		11	1	—	—	7	3
金融・保険業、不動産業		3	—	1	—	2	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業		14	1	1	5	7	—
合計		133	16	8	13	66	30

(2) 職種別給与額等（事務・技術関係職種）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 成 23 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
			きまって支給 する給与(A)		(A) - (B)
				うち時間外 手当 (B)	
支 店 長	人 12	歳 52.9	円 644,883	円 0	円 644,883
工 場 長	4	53.3	810,247	0	810,247
事 務 部 長	87	53.2	533,940	24	533,916
技 術 部 長	34	51.9	587,575	449	587,126
事 務 部 次 長	36	52.3	460,982	41	460,941
技 術 部 次 長	13	50.9	531,186	25	531,161
事 務 課 長	194	49.3	458,703	4,447	454,256
技 術 課 長	100	48.6	488,487	3,012	485,475
事 務 課 長 代 理	91	48.7	434,246	37,330	396,916
技 術 課 長 代 理	21	49.8	458,596	27,985	430,611
事 務 係 長	195	43.5	345,117	36,905	308,212
技 術 係 長	121	43.0	377,460	48,315	329,145
事 務 主 任	299	43.9	351,029	30,397	320,632
技 術 主 任	213	42.7	396,066	53,552	342,514
事 務 係 員	1,185	37.6	262,629	25,374	237,255
技 術 係 員	784	35.3	296,609	46,821	249,788

(注) 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に還元して算出した数値である。

(3) 学歴別初任給

職 種	学 歴	金 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	187,542 円
	短 大 卒	173,554 円
	高 校 卒	146,881 円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(4) 家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	10,875 円
配 偶 者 と 子 1 人	15,723 円
配 偶 者 と 子 2 人	20,239 円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(5) 特別給の支給状況

模 区 分	企 業 規 模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下 半 期	2.12 ^{月分}	2.22 ^{月分}	1.93 ^{月分}	2.28 ^{月分}
上 半 期	1.83	2.06	1.66	0.62
年 間 の 計	3.95	4.28	3.59	2.90

- 1 下半期は平成22年8月から平成23年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間である。
- 2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。
- 3 端数処理をしているため、表中の上・下半期の計は必ずしも年間の計とは一致しない。

三 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告

本委員会は、平成23年11月1日、地方公務員法第8条及び第26条の規定により、県議会議長及び知事に対し、報告及び勧告を行った。

I 報告の概要

第1 職員の給与に関する報告

1 公民較差解消に係る給与改定について

(1) 考え方

- ・ 月例給については、本年4月時点における民間事業所従業員の給与は、県職員の給与を1,933円(0.57%)下回っており、月例給の据置きを勧告した昨年との状況と比べても、公民較差が広がっていることから、本年は、民間事業所従業員の給与水準に合わせ、月例給を引き下げることが適当であると判断した。
- ・ 特別給については、民間事業所で支払われた賞与等の特別給が昨年よりも上回り、県職員の期末手当及び勤勉手当を年間支給月数で0.05月分上回っているが、平成23年3月に発生した東日本大震災、歴史的な水準の高、県内大手民間事業所の事業再編などにより、本県の経済・雇用情勢の悪化が懸念されることや、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案が国会に提案され、政府としてその成立を目指す方針であることなどを考慮し、このような状況の中、特別給の引上げを行うことが、むしろ県民からの公務に対する信頼を損ない、今後の県行政の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことになるおそれなどを熟慮した結果、納税者である県民の理解と納得を得るという観点に鑑み、今回は特別給を引き上げる状況にないと判断した。

(2) 月例給

- ・ 月例給については、給料表を引き下げる(△0.6%)。ただし、医療職給料表(1)については、医師の人材確保への影響が懸念されることから、引下げ改定は行わない。
- ・ 近年の国の勧告で人事院が採用している、公民較差の解消に当たり年代によって給料表を改定したり、給料支給額の減額を行うという考え方については、本県では国より厳しい高齢層の昇給抑制措置が行われていることなどから、採用しなかった。この点については、引き続き検討していく。
- ・ 再任用職員の給料月額について、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う。
- ・ 平成18年4月実施の給与構造改革における経過措置額、平成23年4月実施の研究職給料表の改定に伴う経過措置額及び管理職手当に

ついて、上記と同様に引下げを行う。

(3) 特別給（ボーナス）

据置き。（現行 3.90月分）

(4) 実施時期

平成24年1月1日から実施する。

2 給与構造改革における経過措置額の廃止と給料表構造の是正に係る給与改定について

(1) 考え方

- ・ 国においては、平成23年の人事院勧告において、高齢層の職員の給与水準の是正を図る必要から、給与構造改革における経過措置額を平成24年4月1日から2年間で段階的に廃止するよう勧告された。
- ・ 本県における当該経過措置の対象者数や経過措置額については、昇給、昇格等により減少してきているが、平成23年4月1日現在において、依然として全体で在職者の約2割が経過措置額を受給している状況にあり、給料表別に見た場合には、高い受給状況にあるものも見受けられる。当該経過措置の設置から既に5年以上が経過しており、今後も当該経過措置額が早急に解消する見込みがない状況である。
- ・ 本県の公民較差において、県職員の給与が民間事業所従業員の給与を上回っている状況が給与構造改革後も続いているが、この経過措置額を除いて公民較差を算出した場合、最近2年間は、反対に民間事業所従業員の給与が県職員の給与を上回る結果となることから、当該経過措置額が県職員給与を民間に比べて高くしている一因であることがうかがえる。
- ・ 以上のことを総合的に勘案し、給与構造改革における経過措置額は、廃止する。
- ・ 経過措置額の廃止に伴って生ずる制度改正原資については、現行の給料表構造の是正に充てることとし、構造是正に係る職員への負担を極力軽減するため、当該経過措置額は、平成24年4月1日で全廃する。
- ・ なお、給料表構造の問題の全てを是正するためには、当該経過措置額の廃止に伴って生ずる制度改正原資のみでは是正原資が足りず、行政職1級相当及び同2級相当の給料月額を大幅に引き下げることが必要となることや、当該経過措置額を受給者が概ね行政職3級相当以上に在職することなどを勘案し、今回の改定では、当該制度改正原資等を使って、一先ず行政職2級（主事級）相当と同3級（係長級）相当部分の構造是正を行うことが適当と判断した。本来であれば、行政職5級（課長補佐級）相当と同6級（課長級）相当部分の構造についてもできる限り速やかに是正すべきであり、是正原資

の生ずる具合を見計らいながら、そのための検討を引き続き行う。

(2) 改定の内容

- ・ 1の公民較差解消に係る給与改定を行った後の全給料表について、まず、行政職1級相当及び同2級相当の給料月額を3.5%引き下げ、給料表構造を是正した上で、その引下げにより生ずる原資及び経過措置額の廃止により生ずる制度改正原資を活用し、全給料表（医療職給料表(1)を除く。）の給料月額を1.95%引き上げる。
- ・ 管理職手当についても、給料表と同様に改定を行うこととし、医療職給料表(1)については、公民較差解消に係る改定を見送ったこと、行政職6級相当以上には3.0%の減額改定が行われていないことを勘案し、他の給料表に準じた給料月額の改定を行う。
- ・ 当該経過措置額の廃止に加え、給料表の引下げ改定により、支給される給与額に大きな減額が生じる者については、当該減額の影響の大きさも勘案しながら、当該経過措置額の廃止について国と同様の経過措置を設ける。

(3) 実施時期

平成24年4月1日から実施する。

3 公民給与の比較方法（役職対応関係）の見直しについて

- ・ 公民給与の比較方法（役職対応関係）の見直しについては、県議会からの議論をはじめ、職員団体及び任命権者の双方から、本委員会が勧告を行う際に公民の給与を比較するための役職対応関係に課題があるとの認識が示され、一方、本委員会としては、役職対応関係は給与勧告の根本である公民の給与水準の比較方法における極めて重要な基準であり、安易かつ拙速に当該基準の変更をすべきではないとの考えを表明してきたところ。
- ・ その後、本委員会としても、職員団体及び任命権者の理解を得ることも重要であると判断し、双方が共同で提案している新たな役職対応関係を基本とした変更に向けて、納税者である県民の視点から、より適切かつ納得性の高い役職対応関係とすべきとの前提で、職員団体及び任命権者と一緒に検討を重ねてきたが、職員団体及び任命権者が共に納得し得る新たな役職対応関係の構築には至っていない状況である。
- ・ このような状況の中、本委員会としては、現行の役職対応関係は変更しないで公民の給与較差を算定することとし、人事院が平成23年の給与報告の中で官民比較における対応関係の見直しを表明していることから、その検討状況も注視し、かつ、職員団体及び任命権者の意見も聴きながら、公民給与の比較方法の見直しについて、今後とも引き続き慎重に検討していくこととした。

4 教育職給料表の一本化について

- ・ 教育職給料表については、平成20年以来給料表を分けておくほどの職務の内容に大きな違いはなく、一本化すべき旨、重ねて報告を行ってきたところ。
- ・ 平成21年からは、過去からの経緯を見ると現在も給料表が分かれている理由は、管理職登用率の差による処遇の違いを補う目的であると判断し、給与面における措置だけでなく任用面での措置が必要との観点から勧告は見送り、教育委員会に対し、新たな職の設置など幅広い課題解消のための措置を講じるよう、強く求めてきた。
- ・ これに対し、教育委員会では、先進他県の実態調査や新職設置等に関する検討会議を設置し検討された結果、当面、指導教諭は設置せず、引き続きエキスパート教員認定制度の推進を図ること、指導教諭の設置については、今後、エキスパート教員認定制度の学校現場への定着状況を踏まえながら改めて検討すること、その他の職の新設、任用増や人事管理面については具体的な課題解決策が見つからないことを内容とする回答が本委員会に対して出されたところ。
- ・ しかしながら、教育委員会においては、一本化を図るべきとの考え方には理解を示され、教育委員会として検討を重ねられてきたとのことであるが、上記の検討状況、結果を見る限り、これまで本委員会が指摘している課題解消に向けての検討結果とは言い難い状況である。
- ・ このような状況のまま、引き続き報告の中で要請を行ったとしても、これまでと同様に一本化への条件整備は一向に進展しないものと判断せざるを得ない状況であり、勧告を行っても無用の混乱を招くだけで一本化が実現する可能性は少ないものと判断した。
- ・ このような状況を踏まえ、最終的に、本委員会としては、早急に一本化すべきとの考え方に変わりはないが、教育行政・現場に無用の混乱を招くことは本意ではなく、この度は勧告を行うことは適当ではないとの結論に達した。

第2 人事管理に関する報告

1 仕事と家庭生活の両立支援について

- ・ 仕事と家庭生活の両立支援のための環境整備が進み、支援制度の利用が着実に増加している。
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の着実な実行のため、制度の周知、代替職員の配置、各職場における両立支援への理解促進、育児休業等を利用しやすい雰囲気の醸成、職場内の相互協力体制の整備が重要である。
- ・ 男性の育児休業取得促進の一助として、短期間の取得者の期末手当の支給割合を見直す必要がある。

2 時間外勤務の縮減対策について

- ・ 管理職は、業務の進捗管理、業務の見直し等所属のマネジメントに努め、職員に不要不急の時間外勤務を行わせないことが重要である。
 - ・ 時間外勤務縮減のために勤務実態の正確な把握が不可欠であり、ICカード職員証など情報技術を活用した客観的な出退勤管理のためのシステムの整備を進めることが必要である。
- 3 労働災害の防止について
- ・ 法令遵守のみならず、快適な職場環境の実現と労働条件の改善に取り組むことが必要である。
 - ・ 職場の職員全員が意識を高め、日頃から危険因子の発見に努め、災害防止のための活動に参画し、安全確保のための活動の定着を図ることが重要である。
- 4 職員の健康保持について
- ・ 長期療養者に占める精神疾患の割合は依然高く、メンタルヘルス対策への取組は不可欠。引き続き、職員のストレスチェック等のメンタルヘルス対策に力を注ぐことが必要である。
 - ・ 職員の心の健康の保持・増進のため、管理職員、健康管理担当スタッフ、産業医等による総合的な支援が重要。特に、管理職員は、日頃から所属職員のストレス状態の把握やその軽減に努め、職場環境を良好に保つなど様々な方法でメンタルヘルスに取り組むことが必要である。
- 5 高齢期の雇用問題について
- ・ 国においては、本年、人事院が、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度に60歳に達する者から3年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げるなどの意見の申出を行った。
 - ・ 本県においても国の動向を注視しながら給与水準も含めた高齢期の雇用問題について検討することが必要である。
- 6 非常勤職員等の処遇及び障がい者の雇用について
- ・ 非常勤職員等の任用に当たり、勤務条件についての十分な理解を得ることが重要である。
 - ・ 障がい者の雇用を促進するための諸課題について、引き続き検討が必要である。

II 勧告の概要

第1 公民較差解消に係る関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正について

- ・ 現行の行政職給料表備考において乗じることとする率を、行政職給料表2級以下であるものについては1,000分の994、3級から5級までであるものについては1,000分の959、6级以上については1,000分の931とすること。行政職給料表以外の給料表（医療職給料表(1)を除く。）については、行政職給料表の職務の級に相当する職務の級又は職務の級及び号給ごとにそれぞれの乗じることとする率とすること。
- ・ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第7条に規定する額及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第29号）附則第5項に規定する額についても、同様の改定を行うこと。

- 2 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の改正について
現行の給料表を1に準じて改定を行うこと。
- 3 改定の実施時期
平成24年1月1日から実施すること。

第2 給与構造改革における経過措置額の廃止と給料表構造の是正に係る関係条例の改正

- 1 職員の給与に関する条例の改正について
 - ・ 現行の行政職給料表備考において乗じることとする率を、行政職給料表1級から5級までであるものについては1,000分の978、6級以上については1,000分の949とすること。行政職給料表以外の給料表（医療職給料表(1)を除く。）については、行政職給料表の職務の級に相当する職務の級又は職務の級及び号給ごとにそれぞれの乗じることとする率とし、医療職給料表(1)については、公民較差解消に係る改定を見送ったこと、行政職6級相当以上には3.0%の減額改定が行われていないことを勘案して乗じることとする率とすること。
 - ・ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7条に規定する給料の切替えに伴う経過措置については、廃止すること。
- 2 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の改正について
給料表を1に準じて改定を行うこと。
- 3 改定の実施時期
 - ・ 平成24年4月1日から実施すること。
 - ・ 1の改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。

Ⅲ 参考：給与条例の一部改正の概要

本委員会からの上記勧告を受けて、平成23年11月議会及び平成24年2月議会において、それぞれ県給与条例等の改正が行われ、当該勧告に沿った条例改正が行われた。

四 平成23年度支払監理の実施状況

任命権者	所 属 名	支払監理の主な目的
知事部局	観光政策課 東部総合事務所県土整備局道路都市課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外勤務の状況の把握 ・ 終業時間と退庁時間と乖離の状況の調査 <p style="text-align: right;">ほか</p>
教育委員会	米子東高等学校 米子養護学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の勤務時間の管理状況の把握 ・ 時間外勤務命令の状況の把握 ・ 時間外勤務実績の管理状況の把握 <p style="text-align: right;">ほか</p>
警察本部	捜査第一課 八橋警察署	
計	6 所属	

第3章 職員の勤務時間、休日及び休暇並びに服務

一 概 説

職員の勤務時間、休暇等職員の給与以外の勤務条件については、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を失しないよう適当な考慮が払われなければならないとされ、またその勤務条件は条例で定めることとされている（地方公務員法第24条第5項及び第6項）。

本県においては職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）並びにこれらの条例に基づく人事委員会規則等により、それぞれの職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について規定している。

また、職員の服務のうち職務に専念する義務については、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならないこととされている（地方公務員法第35条）が、このうち特別の定めとして職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年鳥取県条例第5号）があり、この条例及びこの条例に基づく人事委員会規則により、職員（県費負担教職員を除く。）の職務に専念する義務を免除することができる場合を規定している。

二 勤務時間、休日及び休暇

以下のとおり職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号。以下「県費負担勤務時間規則」という。）並びに運用通知の改正を行った。

項目	内容	施行期日	備考
災害ボランティア休暇の特例	<p>東日本大震災の被災者のためのボランティア活動への職員の参加を容易にするため、被災地への交通事情の悪化や被災者の避難先の広域化が生じている状況を考慮し、特別休暇の日数の上限やボランティア活動の対象地域の特例を定めた。</p> <p>【概要】</p> <p>○上限日数の引き上げ 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域内において生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動を行う場合にあっては、休暇取得日数の上限を7日（改正前5日）とした。</p> <p>○対象活動地域の拡大 休暇の対象となる活動地域として、東日本大震災の被災者を受け入れている地域を加えた。</p> <p>※失効期限：平成24年12月31日</p>	平成23. 4. 22	規則・運用通知の改正
障害者自立支援法の一部改正に伴う所要	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に	平成23. 10. 13	運用通知の改

の改正	において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」の制定・施行に伴い、障害者自立支援法第5条第4項（重度の視覚障害者の移動を支援する同行援護）が追加されたことに伴い、同法を引用する規定について所要の改正を行った。	※適用 平成23. 10. 1	正
短期介護休暇（特別休暇）における「一の年」の解釈の明確化	短期介護休暇は、「一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間」取得できるものであるが、この取得単位期間としての「一の年」は、1暦年をいうものであることを明確化した。	〃	〃
介護休暇等における要介護者の定義の明確化	「要介護者」の意義に関し、条例及び規則の「負傷、疾病又は老齢」の範囲と、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害」の範囲とは同一であることを明確化した。	平成24. 3. 8	〃
障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う所要の改正	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）が制定・施行され、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）が一部改正されることに伴い、これらの法律を引用する規定について所要の改正を行った。	〃 ※適用 平成24. 4. 1	〃

三 職務に専念する義務の特例

職員について、職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）に規定された事由以外の事由により、職務に専念する義務を免除しようとする場合は、任命権者は同規則第2条第14号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。

平成23年度において本委員会が承認したものは次のとおりである。

事由	対象職員	承認期間	承認年月日
職員が第16回フィンスイミング世界選手権大会に日本代表として出場する場合	職員	参加日程のうち勤務を要する日	平成23. 6. 20
職員が国際スポーツライミング連盟の主催	職員	参加日程のうち	平成23. 8. 26

する世界ユース選手権大会に日本ユース代表 コーチとして参加する場合		ち勤務を要す る日	
--------------------------------------	--	--------------	--

四 県費負担教職員の特別休暇の特例

県費負担教職員について、県費負担勤務時間規則に規定された事由以外の事由によって特別休暇を与えようとする場合は、教育委員会は同規則第15条第34号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。

平成23年度承認事例なし。

事由	対象職員	承認期間	承認年月日
—	—	—	—

第4章 職員の福祉及び利益の保護

一 概 説

地方公務員法は、職員の福祉及び利益の保護は適切であり、かつ、公正でなければならないとして、その根本基準を掲げている（地方公務員法第41条）。

そして、同法第42条以下に職員の福祉として厚生福利制度、公務災害補償制度を規定し、また職員の利益の保護、すなわち公平審査制度として勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立ての制度を規定している。

二 厚生福利及び公務災害補償制度

この制度は、職員の生活を安定させ、職員が安んじて職務に専念することにより公務能率を増進させることを目的とするものであり、これには厚生制度、共済制度及び公務災害補償制度がある。

厚生制度は、職員の保健、元気回復等に関する制度であり、具体的な措置としては職員の健康診断、執務環境の改善、レクリエーション等の実施がこれに当たる（地方公務員法第42条）。

共済制度は、職員の疾病等に関し適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度である（地方公務員法第43条）。

また、公務災害補償制度は、職員が公務による災害を受けた場合の補償制度であり、その手続等は地方公務員災害補償法に定められている（地方公務員法第45条）。

三 勤務条件に関する措置要求

1 措置要求の意義

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件について、当局により適切な措置が講じられるよう人事委員会にその措置の要求をすることができ、これを受けて人事委員会は、この要求について審査し、判定を行い、その結果に基づいて必要な措置を執るべきこととされている（地方公務員法第46条～第48条）。

2 措置要求事案の取扱状況

平成23年度においては、前年度からの係属事案及び新規要求事案はない。

四 不利益処分に関する不服申立て

1 不服申立ての意義

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合、その処分について人事委員会に不服申立てを行うことができ、これを受けて人事委員会は、この不服申立てについて審査し、判定を行い、必要がある場合には、是正措置を指示すべきものとされている（地方公務員法第49条の2～第51条の2）。

2 不服申立事案の取扱状況

平成23年度においては、前年度からの係属事案9件、年度中の新規申立事案1件、年度中処理事案は7件、年度末の未処理事案は3件となっている。

3 平成23年度末係属事案

事案名	不服申立人	処分者	不服申立ての趣旨	審理経過	受付年月日
	審理方法				受理年月日
平成23年(不)第1号事案	A	D	減給処分の取消	求釈明通知送付 平成24年2月1日 書面受付 平成24年2月29日	平成23年2月24日
	書面審理				平成23年3月4日
平成23年(不)第2号事案	B	D	戒告処分の取消	求釈明通知送付 平成24年2月1日 書面受付 平成24年2月13日	平成23年2月21日
	書面審理				平成23年3月4日
平成23年(不)第3号事案	C	D	戒告処分の取消	求釈明通知送付 平成24年2月1日 書面受付 平成24年2月13日	平成23年2月21日
	書面審理				平成23年3月4日

五 職員からの苦情処理

1 苦情処理の意義

職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、これを受けて人事委員会の指名する相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、苦情申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものとされている（地方公務員法第8条第1項第11号）。

2 苦情申出事案の取扱状況

平成23年度においては、前年度からの係属事案2件、年度中の新規申出事案3件、年度中の処理事案5件で、年度末の未処理事案は0件となっている。

3 平成23年度中処理事案

事 案 名	申 出 人	申出の内容	処 理 結 果	受 付 年 月 日
	受付方法			処 理 年 月 日
平成23年 - 1号	A ----- 電子メール	人事評価に関する疑問 及び不満	関係者への 聞取及び助 言	平成23年3月25日 ----- 平成23年4月20日
平成23年 - 2号	B ----- 電子メール	人事評価に関する疑問 及び不満	関係者への 聞取及び助 言	平成23年3月26日 ----- 平成23年5月25日
平成23年 - 3号	C ----- 面談	報酬に関する疑問	関係者への 聞取及び助 言	平成23年4月8日 ----- 平成23年5月9日
平成24年 - 1号	D ----- 面談	勤務体制に関する疑問	申出人への 聞取及び助 言	平成24年1月24日 ----- 平成24年2月1日
平成24年 - 2号	E ----- 電話	人事評価に関する疑問 及び不満	関係者への 聞取及び助 言	平成24年2月17日 ----- 平成24年2月28日

(注) 申出人が特定される事項等については記載しない。

第5章 職員団体

一 概 説

職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体である（地方公務員法第52条第1項）。

本委員会は、地方公務員法等の規定に基づき、職員団体に関して次の事務を処理している。

- ・職員団体の登録
- ・管理職員等の範囲の指定

二 職員団体の登録

1 登録の意義及び効果

登録制度は、職員団体が地方公務員法に定める要件を満たしている団体であることを公証する制度である（地方公務員法第53条）。

登録を受けるかどうかは当該団体の任意であるが、登録された職員団体には次の効力が与えられる。

- ① 職員団体から適法な交渉の申入れがあった場合に当局はその申入れに応ずべき地位に立つこと。
- ② 人事委員会に申出をすることにより法人となることができること。
- ③ 職員団体の役員の内籍専従が認められること。

2 登録職員団体

登録番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体・連合体の別	登録年月日	法人格の有無
1	鳥取県職員労働組合	鳥取市東町1丁目271 県庁第2庁舎内	単位団体	昭和 41.10.7	有
2	鳥取県高等学校 教職員組合	鳥取市大榎町7-1	単位団体	昭和 41.10.7	有
3	鳥取県教職員組合	鳥取市大榎町7-1	連合体	昭和 41.10.7	有

3 平成23年度の職員団体登録申請取扱件数

区 分		件 数
新 規 登 録		一 件
変 更 登 録	役員変更	4 件
	規約変更	1 件
合 計		5 件

三 管理職員等の範囲の指定

職員のうち管理職員等とその他の職員は、同一の職員団体を組織することはできず、両者が混在する職員団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。

管理職員等の範囲については、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）を制定しており、県の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

公布年月日	規則番号	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の概要
平成23. 7. 1	21	組織改正に伴い、関西本部企業立地・移住促進チームのチーム長、総務課秘書担当の主幹を加えたほか、所要の改正を行った。

第6章 労働基準監督

一 概 説

地方公務員法第58条第3項は、職員については、原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法が適用されることを規定している。また、同条第5項は、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、非現業職員（労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署（同法別表第1に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員）については、人事委員会が行うこととしている。

二 労働基準監督の職権行使の区分

県の各機関のうち、労働基準監督の職権行使を行う区分は次のとおりである（地方公務員法第58条第5項、労働基準法別表第1）。

1 人事委員会が職権を行使する機関

（平成24. 3. 31現在）

労働基準法別表第一の号別区分	事業内容	機関の数	機 関 の 名 称
第12号	教育・研究・調査	54	職員人材開発センター 衛生環境研究所 農業大学校 農林総合研究所（企画総務部を除く。） 保育専門学院 看護専門学校 消防学校 高等技術専門校 水産試験場 栽培漁業センター 鳥取賀露かっこ館 教育センター 青年の家 少年自然の家 むきぼんだ史跡公園 埋蔵文化財センター 県立高等学校 盲学校（寄宿舎を除く。） 聾学校 養護学校 警察学校
別表第1以外	上記以外の機関	62	議会事務局 知事部局本庁（職員人材開発センター、衛生環境研究所、農業大学校及び農林総合研究所（（企画総務部を除く）を除く。） 東京本部 関西本部 名古屋本部 新生公立大学設立準備室 砂丘事務所 消費生活センター 農林総合研究所企画総務部 取締船 消防防災航空センター 公文書館 総合事務所県民局 総合事務所県税局 総合事務所生活環境局 工事検査事務所 福祉相談センター 児童相談所 婦人相談所 交通事故相談所 男女共同参画センター 総合事務所農林局 病害虫防除所 境港水産事務所 鳥取空港管理事務所 教育委員会事務局本庁（教育センターを除く。） 教育局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局 警察本部 自動車警ら隊 自動車運転免許試験場 警察署
合 計		116	

2 労働基準監督署長が職権を行使する機関

(平成24. 3. 31現在)

労働基準法別表第一の号別区分	事業内容	機関の数	機関の名称
第1号	製造・加工	2	企業局東部事務所 企業局西部事務所
第3号	土木・建築	6	総合事務所県土整備局 鳥取港湾事務所
第13号	保健衛生	17	総合事務所福祉保健局 喜多原学園 皆成学園 総合療育センター 鳥取療育園 中部療育園 病院 精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 家畜保健衛生所 盲学校寄宿舎
別表以外	上記以外の機関	2	企業局本局 病院局総務課
合計		27	

三 労働基準監督の職権の内容

1 労働基準法に基づく職権

- ・貯蓄金の管理に係る協定の届出の受理（労働基準法第18条第2項）
- ・解雇制限・解雇予告除外認定（労働基準法第19条第2項及び第20条第3項）
- ・一斉休憩除外許可（労働基準法第34条第2項）
- ・時間外労働・休日労働に関する協定の届出の受理（労働基準法第36条第1項）
- ・断続的勤務の許可（労働基準法第41条第3号）
- ・その他の業務

2 労働安全衛生法に基づく職権

- ・ボイラー、第一種圧力容器等の設置届の受理（労働安全衛生法第88条第1項、ボイラー及び圧力容器安全規則第10条）
- ・ボイラー、第一種圧力容器等の検査等（性能検査を除く。性能検査は登録性能検査機関が行う。）（労働安全衛生法第38条、ボイラー及び圧力容器安全規則第14条等）
- ・職員の健康診断結果報告の受理（労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第52条）
- ・職員の死傷病報告の受理（労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条）
- ・産業医、衛生管理者等選任報告の受理（労働安全衛生法第12条第1項及び労働安全衛生規則第7条第2項等）
- ・その他の業務

四 平成23年度の取組状況

1 労働基準監督事項の取扱状況

項 目	処 理 件 数
時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届等の受理	49
解雇予告の除外認定	3
宿直又は日直勤務許可	—
貯蓄金管理に関する届の受理	—
総括安全衛生管理者等選任報告の受理	20
労働者死傷病報告の受理	11
ボイラー設置届の受理	—
落成検査	—
変更検査	—
使用再開検査	—
検査証の名義書換	—
使用廃止（検査証の返還）	—
取扱作業主任者選任報告の受理	—
小型ボイラー設置報告の受理	—
第一種圧力容器設置届の受理	—
落成検査	—
使用再開検査	—
使用廃止（検査証の返還）	—
アセチレン溶接装置設置届の受理	—
クレーン設置報告の受理	1
プレス機械設置報告の受理	—
有機溶剤設備設置届の受理	—
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	2
局所排気装置設備等特例許可	—
放射線装置等設置届の受理	—
一般健康診断結果報告（定期、特定業務従事者）の受理	49
特別健康診断結果報告（電離放射線、有機溶剤業務等）の受理	44
合 計	179

※ボイラー及び第一種圧力容器の各検査は、昭和51年度以降（社）日本ボイラ協会に委託して実施している。

2 その他

- (1) 本委員会で毎年実施している事業場調査に併せて、労働基準法第36条の規定に基づく時間外労働・休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）を締結している県の機関・54事業場のうちから抽出した15事業場に対して、勤務時間管理の実態調査（付帯調査）を実施した。

その結果、36協定に違反し、若しくは労働基準法による目安時間を超過して時間外勤務を職員に行わせていた事業所又は職員の退庁時間と勤務時間の乖離が見受けられた事業所計11事業場に対して、36協定の遵守又は時間外勤務の縮減及び退庁時間の乖離の解消を求める指導等を行い、併せて当該事業場から改善内容の報告を求めた。

- (2) 危険な機械、有害な薬品等を取り扱う事業場で、労働安全衛生法その他の関係法令の遵守について疑義のある16事業場に対し、その取扱業務に関して必要な報告・届出等の手続、定期自主点検・作業環境測定・健康診断等の必要な対応がなされているかどうか調査した。

23年度については、22年度において指導を行った16事業場に対し、改善が図られているか確認するため継続調査を行い、その結果、改善が図られていない14事業場に対し、関係法令にのっとり適正な対応を行うよう指導した。

五 平成23年度のボイラー及び第一種圧力容器設置状況

事業所		区分	
名称	設置場所	ボイラー	第1種圧力容器
鳥取県林業試験場	鳥取市河原町稲常113	1基	1基
鳥取県立智頭農林高等学校	八頭郡智頭町智頭711-1	—	1基
鳥取県園芸試験場	東伯郡北栄町由良宿2048	—	1基
鳥取県立倉吉農業高等学校	倉吉市大谷166	—	2基
鳥取県立鳥取工業高等学校	鳥取市生山111	1基	—
鳥取県立鳥取湖陵高等学校	鳥取市湖山町北3丁目250	—	2基
鳥取県立鳥取看護専門学校	鳥取市江津260	—	1基
鳥取県立鳥取養護学校	鳥取市江津260	—	1基
鳥取県立米子養護学校	米子市蚊屋堀廻り343	1基	—
鳥取県立皆生養護学校	米子市上福原7丁目13-4	1基	—
鳥取県立白兔養護学校	鳥取市伏野1550-1	1基	—
鳥取県交通総合センター	鳥取市千代水2-8	2基	—
鳥取県立大山青年の家	西伯郡大山町赤松明間原312-1	1基	—
鳥取県衛生環境研究所	東伯郡湯梨浜町南谷526-1	—	1基
鳥取県立境港総合技術高等学校	境港市竹内町925	1基	1基
鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡琴浦町山川807-2	1基	—
合計	16事業所	10基	11基

第7章 公平委員会の事務の受託

一 概 説

地方公務員法第7条第4項の規定により公平委員会を置く地方公共団体は、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することができることとされている。この規定に基づき、本委員会は県内の町村、一部事務組合及び広域連合の団体の公平委員会の事務を受託している。

二 受託団体

1 町 村

(平成24年4月1日現在)

団体名	所在地	受託年月日
岩美町	岩美郡岩美町浦富675-1	昭和29.10.1
若桜町	八頭郡若桜町若桜801-5	昭和40.4.1
智頭町	八頭郡智頭町智頭2072-1	昭和40.4.1
八頭町	八頭郡八頭町郡家493	平成17.3.31
三朝町	東伯郡三朝町大瀬999-2	昭和29.10.1
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町久留19-1	平成16.10.1
琴浦町	東伯郡琴浦町徳万591-2	平成16.9.1
北栄町	東伯郡北栄町由良宿423-1	平成17.10.1
日吉津村	西伯郡日吉津村日吉津872-15	昭和36.1.10
大山町	西伯郡大山町御来屋328	平成17.3.28
南部町	西伯郡南部町法勝寺377-1	平成16.10.1
伯耆町	西伯郡伯耆町吉長37-3	平成17.1.1
日南町	日野郡日南町霞800	昭和40.8.1
日野町	日野郡日野町根雨101	昭和40.8.1
江府町	日野郡江府町江尾475	昭和40.8.1
合 計	15 団 体	

2 一部事務組合

(平成24年4月1日現在)

団体名	所在地	受託年月日
境港管理組合	境港市大正町215 (みなとさかい交流館内)	昭和33. 4. 1
鳥取県町村職員退職手当組合	鳥取市東町1丁目271 (県町村会内)	昭和37. 7. 1
鳥取県町村消防災害補償組合	鳥取市東町1丁目271 (県町村会内)	昭和37. 7. 1
米子市日吉津村中学校組合	米子市加茂町1丁目1 (米子市役所内)	昭和37.10. 1
鳥取県東部広域行政管理組合	鳥取市鍛冶町18-2 (米子市淀江支所内)	昭和47.11. 1
鳥取県西部広域行政管理組合	米子市淀江町西原1129-1 (米子市淀江支所内)	昭和47.11. 1
八頭環境施設組合	鳥取市河原町渡一木277 (鳥取市河原町総合支所内)	昭和49.10.29
日野病院組合	日野郡日野町野田332 (日野病院内)	平成 8. 7.15
日野町江府町日南町衛生施設組合	日野郡江府町江尾475 (江府町役場内)	昭和42. 1. 1
南部町・伯耆町清掃施設管理組合	西伯郡南部町法勝寺377-1(南部町役場内)	昭和55. 4. 1
合 計	10 団 体	

3 広域連合

(平成24年4月1日現在)

団体名	所在地	受託年月日
鳥取中部ふるさと広域連合	東伯郡北栄町土下112 (北栄町役場北条庁舎内)	平成10. 7. 1
南部箕蚊屋広域連合	西伯郡南部町法勝寺377-1(南部町役場内)	平成11.10. 5
鳥取県後期高齢者医療広域連合	東伯郡湯梨浜町龍島500 (湯梨浜町役場東郷庁舎内)	平成19.12.20
合 計	3 団 体	

三 受託事務の内容

県内の町村、一部事務組合及び広域連合の次の事務を受託している (地方公務員法第8条第2項)。

- ・勤務条件に関する措置の要求の審査
- ・不利益処分に関する不服申立ての審査
- ・職員からの苦情処理
- ・職員団体の登録
- ・管理職員等の範囲の指定
- ・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査

四 受託事務の取扱状況

1 措置要求事案の取扱状況

平成23年度においては、前年度からの係属事案及び新規要求事案はない。

2 不服申立事案の取扱状況

平成23年度においては、前年度からの係属事案8件、年度中の新規申立事案は0件、年度中の処理事案5件で、年度末の未処理事案は3件となっている。

平成23年度中処理事案

事案名	不服申立人	処分者	不服申立ての趣旨	判定結果	受付年月日
	審査方法				判定年月日
平成22年(不)第1号事案	A	F	戒告処分の取消	処分承認	平成22年2月17日
	口頭審理(非公開)				平成22年10月27日
平成22年(不)第2号事案	B	F	戒告処分の取消	処分承認	平成22年2月17日
	口頭審理(非公開)				平成22年10月27日
平成22年(不)第3号事案	C	G	戒告処分の取消	処分承認	平成22年2月17日
	口頭審理(非公開)				平成22年10月27日
平成22年(不)第4号事案	D	G	戒告処分の取消	処分承認	平成22年2月17日
	口頭審理(非公開)				平成22年10月27日
平成22年(不)第5号事案	E	G	減給処分の取消	処分承認	平成22年2月17日
	口頭審理(非公開)				平成22年10月27日

(注) 不服申立人が特定される事項等については記載しない。

3 苦情申出事案の取扱状況

平成23年度においては、前年度からの係属事案0件、年度中の新規申出事案1件、年度中の処理事案1件であり、年度末の未処理事案は0件となっている。

平成23年度中処理事案

事案名	申出人	申出の内容	処理結果	受付年月日
	受付方法			処理年月日

平成24年 - 1号	A ----- 面談	勤務体制に関する疑問	申出人への 聞取及び助 言	平成24年1月24日 ----- 平成24年2月1日
---------------	------------------	------------	---------------------	----------------------------------

(注) 不服申立人が特定される事項等については記載しない。

4 職員団体の登録状況

(1) 職員団体の登録状況

(平成24年4月1日現在)

登録 番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体 ・連合体 の別	登録 年月日	法人格 の有無
5	湯梨浜町職員労働組合	東伯郡湯梨浜町久留19-1 湯梨浜町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
8	三朝町職員労働組合	東伯郡三朝町大瀬999-2 三朝町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
9	北栄町職員労働組合	東伯郡北栄町由良宿423-1 北栄町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
10	琴浦町職員労働組合	東伯郡琴浦町徳万591-2 琴浦町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
11	南部町職員労働組合	西伯郡南部町法勝寺377-1 南部町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
15	日南町職員労働組合	日野郡日南町霞800 日南町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
16	若桜町役場職員労働組合	八頭郡若桜町若桜801-5 若桜町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
18	大山町職員労働組合	西伯郡大山町御来屋328 大山町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
23	江府町職員労働組合	日野郡江府町江尾475 江府町役場内	単位団体	昭和 41.10.12	無
24	岩美町職員労働組合	岩美郡岩美町浦富675-1 岩美町役場内	単位団体	昭和 41.11.15	無
27	境港管理組合職員労働 組合	境港市大正町215 みなとさかい交流館内	単位団体	昭和 45.1.16	無
29	伯耆町職員労働組合	西伯郡伯耆町吉長37-3 伯耆町役場内	単位団体	昭和 57.2.6	無
30	日野町職員労働組合	日野郡日野町根雨101 日野町役場内	単位団体	昭和 57.10.29	無
31	八頭町職員労働組合	八頭郡八頭町郡家493 八頭町役場内	単位団体	昭和 61.3.24	無
34	智頭町職員労働組合	八頭郡智頭町智頭2072-1	単位団体	昭和 63.12.27	無
35	日吉津村職員労働組合	西伯郡日吉津村日吉津872-15 日吉津村役場内	単位団体	平成 2.10.26	無

登録番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単・連・団・体 の別	登録年月日	法人格の有無
40	南部自治体職員労働組合	西伯郡南部町福成997-29	単体団体	平成 15. 3. 5	無
41	八頭町図書館司書職員労働組合	八頭郡八頭町宮谷256-4	単体団体	平成 22. 1. 19	無
合計	18団体				

(2) 平成23年度の登録申請取扱件数

区 分		件 数
新規登録		—
変更登録	役員変更	11
	規約変更	4
解散届		—
合計		15

- 5 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について
職員団体と労働組合の連合団体で公務員の数が過半を占める等一定の要件を満たす団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条により、規約について認証機関の認証を受け、登記することにより法人格を取得することができる。
平成23年度に当該認証を行った例はない。
- 6 管理職員等の範囲の指定の状況
職員のうち管理職員等とその他の職員は同一の職員団体を組織することができず、両者が混在する職員団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。
受託団体の管理職員等の範囲については、「公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第31号）」を制定しており、受託団体の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。
平成23年度の人事委員会規則の改正は4件であった。

人事委員会委員・事務局職員名簿

1 人事委員会委員

(平成24年4月1日現在)

職名	氏名	任期	左のうち委員長任期
委員長	曾我紀厚	1期目 平成 19. 7. 1~21. 10. 20 2期目 平成 21. 10. 21~25. 10. 20	1期目 平成 20. 8. 17~21. 8. 16 2期目 平成 21. 8. 17~22. 8. 16 3期目 平成 22. 8. 19~23. 8. 18 4期目 平成 23. 8. 26~24. 8. 25
委員	中原都	1期目 平成 22. 7. 19~26. 7. 18	
委員	荒濱健太郎	1期目 平成 23. 7. 23~27. 7. 22	

2 事務局職員

職名		氏名	就任年月日
事務局長		森谷邦彦	平成24年4月1日
次長		加賀田啓	平成21年4月1日
任用課	課長	山添久	平成23年4月1日
	係長	遠藤公亮	平成23年4月1日
	主事	太田裕恵	平成23年4月1日
	主事	高橋和子	平成22年4月1日
	主事	山田直樹	平成20年4月1日
	主事	武田尚也	平成24年4月1日
給与課	主事	櫻木雄介	平成23年4月1日
	課長	稲田将	平成21年4月1日
	係長	新高謙一	平成22年4月1日
	係長	有岡博己	平成24年4月1日
	主事	玉野明子	平成24年4月1日
主事	小須田健一	平成22年4月1日	

転出職員

職名	氏名	転出年月日	転出先
事務局長	西山秀雄	平成24年3月31日	退職
任用課 副主幹	懸樋順一	平成24年4月1日	企画部情報政策課 企画員
給与課 副主幹	川口豊長	平成23年5月17日	県議会事務局 副主幹